

広島県公安委員会告示10号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和8年2月9日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
511107	告示の日 (令和8年2月9日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	eひきこまり吸血 姫の悶々FHV	株式会社藤商事 代表取締役 今山 武成 (大阪府大阪市中央区内本 町一丁目1番4号)	左同
511056	同上	同上	e女神のカフェテ ラスヒロインsコレクションJGZ	株式会社JFJ 代表取締役 松下 智人 (大阪府大阪市中央区内本 町一丁目1番4号)	左同
5P14 42	同上	同上	PAフィーバーク イーンIYS	株式会社三共 代表取締役 小倉 敏男 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29番14号)	左同